

一般社団法人 日本性感染症学会 支部会規則

第1条（目的）

一般社団法人 日本性感染症学会(以下「本会」という)は、性感染症に関する諸問題の研究の促進、会員相互の交流及び知識の普及と啓発、学会員の増加を図ることを目的とし、日本性感染症学会の下部組織として、地域における諸事業を行うための支部会を作り、支部会規則定める。なお、規則に定めた以外の事項については支部会規則施行細則(以下「施行細則」という)に従うものとする。

第2条（名称）

日本性感染症学会支部会は、北海道支部、東北支部、関東甲信越支部、北陸支部、東海支部、関西支部、中国支部、四国支部、九州・沖縄支部によって構成する。

第3条（事業内容）

支部会は次の事業を行う。

- 1) 支部総会の開催。
- 2) 各地区で活動する性感染症関連の研究会や組織等との相互の連絡・調整および交流等を行う。
- 3) 本会からの諮問事項への答申および委託事項の処理。
- 4) その他、目的達成に必要な事業。

第4条（役員・構成）

各支部には次の役員を置く。

- 1) 支部長 1名
- 2) 副支部長 1～2名
- 3) 支部事務局長 1名
- 4) 支部監事 1～2名
- 5) その他、支部運営に必要な組織・役員を置くことができる。

第5条（役員を選出）

支部長は当該支部に所属している日本性感染症学会会員の中から、互選により選出する。
副支部長、支部事務局長および支部監事は、支部会において選出する。

第6条（役員の職務）

- 1) 日本性感染症学会の支部長は、支部を代表し、支部の一切の業務を指揮監督する。
- 2) 日本性感染症学会の副支部長は、支部代表を補佐し、支部代表に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 支部事務局長は、支部の一切の事務を処理する。
- 4) 支部監事は、支部における会計に関する監査を行う。

第7条（支部の運営）

支部役員は、支部運営のための事務分担をし、支部の運営にあたる。

第8条（役員の任期）

支部長、副支部長、支部事務局長および支部監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条（支部総会の開催）

支部総会の開催は、以下のとおりとする。

- 1) 各支部における総会の開催は、年1回を原則とする。
- 2) 支部総会における議決要件は、出席した当該の支部会員の過半数の賛成を必要とする。

第10条（運営費用）

本支部の運営および事業に必要な費用は、次のものを充当する。

- 1) 日本性感染症学会よりの助成金。
- 2) その他の助成金。
- 3) 企業による援助は妨げない。

支部の費用は以下に対して使用される。

- 4) 支部総会の開催。
- 5) 支部の各地区で活動する性感染症関連の研究会や組織等への援助、相互の連絡・調整、交流。
- 6) 本会からの諮問事項への答申および委託事項の処理。
- 7) その他、目的達成に必要な事業のために使用される。

第11条（支部の会計年度・事業年度）

本支部の会計年度および事業年度は、10月1日に始まり翌年9月30日までとする。

第12条（支部の収支予算・決算書、事業計画・報告書）

支部長は、前年度の事業および決算ならびに次年度の事業計画および予算等を支部総会において報告するとともに、本会に対しても報告する。

第13条（支部の変更）

本支部の所在地、支部長、副支部長、支部事務局長および支部監事に変更が生じたときは、速やかに日本性感染症学会事務局へ報告する。

第14条（規則の変更）

この規則の変更は理事会の承認を経て変更することができる。

附則

この規則は2023（令和5）年12月1日から施行する。

2023（令和5）年12月1日施行